

横 資 委 第 16 号
平成 30 年 1 月 23 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市保有資産公募売却等
事業予定者選定委員会
委員長 中 井 検 裕



保有資産の公募売却に係る審査について (答申)

平成 29 年 8 月 28 日財資経第 176 号で諮問のありました保有資産の公募売却に係る審査については、別紙のとおり答申します。

(平成 29 年 8 月 28 日財資経第 176 号での諮問事項)

- ・ 磯子区洋光台五丁目土地公募売却 (二段階一般競争入札) に伴う応募者の企画提案書の審査

審査結果について

1 公募名称

磯子区洋光台五丁目土地公募売却（二段階一般競争入札）

2 審査方法

平成 29 年度二段階一般競争入札募集要項（以下「募集要項」といいます。）に記載の審査項目及び審査基準に基づき、応募者の企画提案書の審査を行いました。

3 審査件数

2 件

4 応募概要

応募者	提案の概要				
	用途	地域交流施設	地域防災に供する施設	地球温暖化対策に供する施設	市内事業者の活用
A	共同住宅(賃貸:70戸)、及び認可保育所	100.5 m ²	・防災備蓄庫	・太陽光発電 ・緑化 ・保水性舗装(駐車場)	・設計 ・施工 ・管理運営
B	共同住宅(分譲:36戸)	90.35 m ²	・防災備蓄庫 ・かまどベンチのある広場	・エコジョーズ給湯器 ・LED照明	・設計 (具体的事業者名あり)

※ 応募書類（質疑回答含む。）上、募集要項に定める参加資格その他の条件に適合（事務局確認）

5 審査講評

(1) 審査概要

応募 2 件の企画提案書についての審査を行いました。審査に当たっては、各応募者への質疑により委員会として必要な事項を確認しました。

事業能力としては、各応募者は当該事業を行うに当たり、必要な資力を有しているとともに、類似の事業実績もあり、事業者適正も有しています。

事業内容としては、各提案が募集要項の土地利用条件に従い、実現可能な内容であると判断されます。

総合評価としては、地域状況に配慮した土地利用条件に沿って当該地を有効利用している内容となっています。

その他、募集要項の諸条件等を満たすとともに、いずれかの審査項目において著しく劣り「不適」と判断されることがなく、得点も審査通過基準を満たすものでした。

(2) 審査結果

各応募者の審査結果は、次のとおりです。

応募者A 審査通過

応募者B 審査通過

6 まとめ

当該審査後、審査通過者により実施される入札における落札者が事業予定者となりますが、横浜市においては、本委員会が審査した提案内容が確実に実行されるよう、事業予定者となる応募者との協議を適切に進めてください。

以上

添付資料：公募概要

1 物件の表示及び最低売却価格

(1) 物件の表示

【土地の名称】 土地の所在	用途地域等	地目 (公簿)	地積	
			公簿	実測(※)
【磯子区洋光台五丁目土地】 横浜市磯子区洋光台五丁目3 番1、2及び20	第一種低層住居地域 40%・80%	山林	3,043 m ²	3,039.74 m ²

※ 売払い面積は実測値とします。

(2) 最低売却価格

総額
393,650,000円

2 土地利用条件

(1) 募集用途

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二に基づき、第一種低層住居専用地域に建築することができる建築物で、周辺環境と調和したものとします。

※ 敷地割りをすることは不可とします。

(2) 附帯設置を要する施設

- ・ 地域交流施設（事業者が設置・運営し、地域の交流促進に寄与する屋内型の施設として100 m²程度）
- ・ 地域防災に供する施設
- ・ 地球温暖化対策に供する施設

(3) 市内事業者の活用

設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用